

広島県告示第五百五十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
忠海中町三丁目地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区		町村		大字		字		地番		標柱番号	
竹原市		忠海中町三丁目				鳥居町		四六七二番地先里 道敷		標柱一号	
		忠海中町三丁目						四六九九番		標柱二号	
								四七〇〇番		標柱三号から五 号まで	
								四六八六番二		標柱六号	
								四六七三番二地先 里道敷		標柱七号	